

一般会計予算決算常任委員会
産業建設分科会記録

令和2年12月1日

【開催日】 令和2年12月1日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後2時～午後2時50分

【出席委員】

分科会長	中村博行	副分科会長	藤岡修美
委員	岡山明	委員	高松秀樹
委員	恒松恵子	委員	森山喜久
委員	宮本政志		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

経済部長	河口修司	経済部次長兼農 林水産課長	川崎信宏
商工労働課長	村田浩	農林水産課農林 係長	平健太郎
建設部長	森弘健二	建設部次長兼下 水道課長	井上岳宏
都市計画課長	高橋雅彦	土木課長	泉本憲之
都市計画課課長 補佐	大和毅司	都市計画課都市 整備係長	藤本英樹
都市計画課管理 緑地係長	森山まゆみ	土木課用地係長	日高辰将
土木課管理係長	松崎博		

【事務局出席者】

局長	尾山邦彦	書記	光永直樹
----	------	----	------

【審査事項】

1 議案第104号 令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第15回）

午後2時 開会

中村博行分科会長 それでは、ただいまより一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会を開催いたします。審査はお手元にある表に従って進めてまいります。それでは審査番号1番、議案第104号令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第15回）について、まず経済部からお願いします。

川崎経済部次長兼農林水産課長 それでは、令和2年度一般会計補正予算について御説明いたします。農林水産課分は3件でございます。補正予算書の38、39ページをお開きください。まず、6款1項2目28節は令和元年度市場特別会計決算が確定したことに伴う補正で14万円を減額するものでございます。次に3目19節負担金、補助及び交付金、1,183万3,000円のうち、農業次世代人材投資資金150万円の減額は、新規就農者に対し支援する国庫事業で新規就農者が1人離農されたことによるものでございます。もう一つの新規就業者等産地拡大促進事業補助金1,333万3,000円の増額は、県事業に取り組むものでございます。具体的な内容は、農業法人が埴生干拓で、市の特産であるアスパラガスを栽培するため、ハウス15棟の建設とアスパラガス栽培のための機械を購入するものでございます。総事業費4,000万円の3分の1の県補助金1,333万3,000円を計上しています。次に歳入ですが、14ページ、15ページをお開きください。16款2項4目農林水産業費県補助金1節農業費県補助金のうち、農業次世代人材投資資金150万円の減額と新規就業者等産地拡大促進事業補助金1,333万3,000円の増額を計上しております。以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

村田商工労働課長 それでは商工労働課分について御説明いたします。38ページ、39ページをお開きください。7款商工費、1項商工費、5目商工センター運営費、18節備品購入費についてです。お手元にお配りしております資料、商工センターへのエアコン設置についても御参考に御覧ください。商工センターにつきましては、昭和54年に建設され、既に40年が経過し老朽化してきているところですが、この度、空調設備の冷暖房運転ができなくなりました。商工センターの空調設備は、施設全体を制御するもので、現在、空調設備が使用できない状況にあります。業者に確認していただいたところ、設置している吸収式冷温水器は、既に部品等がなく、修繕自体が不可能であるとのことでした。緊急措置として、常時使用している1階の商工会議所の事務室には個別にエアコンを設置しています。今後の対応といたしましては、利用機会の多い会議室に絞って、個別にエアコンを設置する方法が効率的であるため、1階の講習室、2階の小会議室、中会議室、3階の講堂への設置を予定しています。設置の金額は、合計で749万1,000円となります。説明は以上です。御審査のほどよろしく願いいたします。

中村博行分科会長 最初に農林水産課分ですね。まず38、39ページの上段部分の質疑を求めます。

森山喜久委員 19節の負担金、補助及び交付金の農業次世代人材投資資金でお1人、離農というふうな形で言われたんですけど、実際現在、何人こちらの補助金を受けてらっしゃるのか、教えてもらっていいですか。

平農林水産課農林係長 全部で6人ほどいらっしゃいまして、そのうちの3名の方が、家族協定を結ばれておりますので、3組と3名ということになります。

森山喜久委員 1人離農という形なんですけど、この方は何年目の方だったんでしょうか。

平農林水産課農林係長 5年目の方でございます。

森山喜久委員 今まで150万円を4年間受け取って、この4月から離農というのでしょうか。

平農林水産課農林係長 こちらに離農といいますか中止の届けが出たのが、今年の8月7日でございます。補助金については今おっしゃられたように、4年間、既に受け取られておりまして、5年目の今年で離農するということでございます。

中村博行分科会長 そういう場合、返還とかそういうのは全然規定はないんですか。

平農林水産課農林係長 現在で申しますと、その返還の対象とはなるんですが、この方が就農されたときには、まだそのような制度ができていませんでしたので、この方については返還の対象とはなりません。

森山喜久委員 4年間就農したという形の分であれば、それなりに設備投資とかしてらっしゃったのかなというふうに思うんですけど、その辺の処分とか含めて、全て中止ということなんでしょうか。

平農林水産課農林係長 この方につきましては、もう一人認定新規就農者の方がいらっしやいまして、その方と合同で2人で組織を立ち上げて営農されていた方でございますので、今まで設備投資された分につきましては、残られたもうお一人の方が、今度は一人やっていますよということでございます。

森山喜久委員 ということは、もう1人のほうは、農業次世代人材投資資金を1年間分もらえるという状況で、家族2人でやってらっしゃった分が1人になったというふうな理解でよろしいでしょうか。

平農林水産課農林係長 そのとおりでございます。

宮本政志委員 そうすると、同じ場所で同じ施設で残った1人の方がそのまま同じ事業を続けられるってことですか。

平農林水産課農林係長 そのとおりでございます。

宮本政志委員 それで5年目は受けられないんですか。

平農林水産課農林係長 残られたもう1人の方については、5年目を受けることができます。今回辞められた方は5年目は受けずに返還もないという形になります。この方は2人でやられているんですけど、それぞれが認定新規就農者の認定を受けられている方でございますので、そのような形になります。

森山喜久委員 その下段の新規就業者等産地拡大促進事業補助金なんですけど、もう少しちょっと詳しく教えてもらえますか。

平農林水産課農林係長 こちらの事業が県の事業でございますして、条件といたしましては、人を新しく雇用することが条件になります。この人を新しく雇用すれば、その年度において、導入する機械について3分の1ほど支援しますよという内容だったんですけども、今年度の途中で県のほうが運用を見直しまして、今年度じゃなくても、昨年度においても、人を雇用していれば、今年度入れる機械について支援の対象としますよというふうに運用が変わりましたので、この度、補正として上げさせていただいたところでございます。

森山喜久委員 農業法人でよろしかったですか。場所と農業法人か集落営農法人か、その辺もう一度教えてもらえますか。

平農林水産課農林係長 場所については埴生干拓でございます。形態としては農業法人で組織としては株式会社になります。

中村博行分科会長 もともとされていた法人ですかね。

平農林水産課農林係長 もともとが花の海の中で、野菜の苗の接ぎ木の作業を請負でやられていた会社でございます。その会社がこの度、営農部門を立ち上げてアスパラガスの栽培に取り組むということでございます。

森山喜久委員 ちなみに、その法人さんは何人もとともいらっしゃって、昨年、何人雇用したのか教えてもらえますか。

平農林水産課農林係長 もともとが現在で申しますと、パートさんも含めて、役員以外が17名ほどいらっしゃいます。昨年度1人ほど雇用されております。

森山喜久委員 パートさんが17名ですか。要は役員さんが何人いらっしゃって、パートさんが何人で全体で何人か。採用された方はパートさんですか、正規職員ですか。その辺を含めて教えてもらえますか。

平農林水産課農林係長 役員の方は4名ほどいらっしゃいます。正社員とパートの数が分からないんですけども、合わせて17名ということでお聞きしておりまして、昨年度雇われたのは正社員の方でございます。

森山喜久委員 要は、昨年度採用された方が、新規就業者でよろしいですかね。

平農林水産課農林係長 そのとおりでございます。

森山喜久委員 あとこの会社自体が、今まで何年間ぐらい営農というか活動されてきたのか、それを教えてもらえますか。

平農林水産課農林係長 会社組織を作られたのは平成26年度からということでお聞きしておりますが、ただ花の海のほうで、苗木の作業をされていたのは、花の海ができた直後、平成16年ごろから既に個人としてやられていて、平成26年に会社組織を立ち上げられて、営農を開始されたのは、昨年度からでございます。

中村博行分科会長 歳入のほうも含めて、まだあれば聞いてください。

森山喜久委員 ちなみにハウス15棟とかなりの量と思うんですが、実際アスパラガスの生産も昨年からはじめていらっしゃって、もともとハウスが何戸かあったんですか。それと今回ハウスを15戸、1件やって初めてやるよっていうことでしょうか。

平農林水産課農林係長 もともと埴生干拓のほうで、アスパラを作られている方が辞められて放置されていたハウスがございまして、それを昨年そのまま引き続いて、昨年度はそこでアスパラの栽培をされております。それプラス、この度ハウスを15棟建設するということでございます。

中村博行分科会長 それでは商工労働課分について質問してください。

恒松恵子委員 エアコンの設置は2階の利用がないから修理できないという理由がよく分かったんですが、40年たったということで、いろいろ修繕の要望はあるのかないのか。あるとしたら、どれから優先的に取り組んでいく計画があるのか教えてください。今、商工会議所で問題になっているのは、このエアコンは別といたしまして、壁の剝離が正面にあります。それが側面とかにも剝離する恐れがあるということと、各所で雨漏りが発生しているといった状況にあります。そこは建て替えの時期も迫っていますので、応急措置を行うなどして対処していきたいと考えております。

岡山明委員 この商工センターは共同施設と民間収益施設を複合的に整備するというLABVっていう事業が今進んでおり、令和4年4月に設計、建設、解体を含むという状況です。今お話を聞くと、750万円近くお金が掛かるということで、部屋ごとにエアコンを付けるという話なんですけど、将来的に令和4年4月にもう解体するという、これを含んだ話合いが進んでいる状況の中で、1年もたたないうちに解体するとなると、有効利用じゃないけど、例えばクーラーのリースじゃないけど、最小限の投資にしないと市民の皆さんが、750万円を1年後には捨てますよだと納得しないんじゃないですか。今の時点でよそこに回すという設計はされているのか。どうなっているかと。それでもう一つなんだけど、これ指定管理されていますよね。指定管理をいつまでするのか。事業との兼ね合いという部分があるでしょうからその辺ちょっとお聞きしたいんですけどね。

村田商工労働課長 委員のおっしゃられるとおり、現行のエアコンを修繕するとかばく大な金額になりますし、全ての部屋にエアコンを設置しても、かなりの金額になりますので、そこはきちんと利用者の多い会議室に絞って設置することとしております。会議室ごとに設置しますので、必要がなくなったときは、企画課など関係課と協議をしながら、エアコンが必要な市内の他の施設へ移設するようにしたいと考えております。エアコンも移設可能な仕様にしたいというふうに考えております。

岡山明委員 将来的にこれはLABVになるとこの運営はどうなりますか。令和3年から進行するという形の中で解体するときに受け渡す次の移設場所の話合いを進めないと、LABVで民間が先導すると市のほうの立場として、どうしても遅れが出るという状況で、エアコンのことが宙に浮くという状況が出てくるんじゃないかと思うんです。その辺は早めに付けると同時に1年後にはもうという状況だから、急がないといけないと思いますが、市としてどういう考え方を持っているか聞いたんですけど。

河口経済部長 LABVのことも当然頭に置きながら、企画課とも協議をしながら、この件については進めてきました。LABVは岡山委員が言われますように、4年、5年ぐらいで、設計から解体という形になってこようと思っています。ですので、2年から3年の利用はできると。その間で今当然学校とかも含めて、教室のほうにも、全てを立ち入るわけでもございませんし、その辺は教育委員会と協議をしないといけませんけども、その辺も視野に入れて、もう移設をしていくということを前提にしながら、今回この設置をしていこうというふうに思っております。ですので、岡山委員言われるように早くこう決めておかないと迫ってくるんじゃないかというお話もありますけども、基本的には2年なりの時間は当然ありますので、その辺はしっかり、どこの施設に持っていったほうがいいのかということも協議して進めていきたいというふうに思っております。

宮本政志委員 4か所で何台ですか。

村田商工労働課長 講習室、小会議室、中会議室がそれぞれ1台ずつ、三階の講堂が2台になります。合計で5台です。

宮本政志委員 これがさっき言われたように、普通の電気でこういうビルトインじゃなくて、家庭用にぽんと壁に付けるものなのか、詳しくその辺を教えて。

村田商工労働課長 これは業者に見ていただいて、それぞれの部屋で適正なやり方をしておりますが、まず講習室が床の上に置く形で、小会議室が壁に掛ける形、中会議室が床に置く形で、講堂が天井につるす形にそれぞれする予定にしております。

宮本政志委員 それは市内業者から購入されるんですか。

村田商工労働課長 監理室とも協議していますが。入札によって業者を決定することになりますが、市内優先で進めるようになると思います。

高松秀樹委員 岡山委員はL A B Vで1年後には使えないんじゃないかという話ですけど、そんな早いスケジュールじゃないですよL A B Vは。4年、5年のスパンがあるということですね。こういうふうエアコンを設置するっていうのは非常にいいことだと思います。なぜなら、私どもも使っていますが、真夏はとてもしれないような状況でやっと付けていただけるのかと思っています。それで四つ部屋がありますが、そのほか、エアコンが故障して新しくエアコンを設置しない部屋っていうのは何室になりますか。

村田商工労働課長 設置しない部屋は2階の第1和室、第2和室、ここは利用がありません。3階は第1会議室、これは利用がありません。第2、第3会議室は利用が多いですが、大きさから考えて、2階の中小会議室で賄えると考えまして設置しません。それと2階の大会議室も設置しませんので、合計で6か所設置しないようにしています。

高松秀樹委員 2階の第2、第3会議室はどこにありますか。

村田商工労働課長 3階は講堂のすぐ横にあります。

高松秀樹委員 ということは普段余り利用頻度が少ないところは付けなくて、利用頻度があるところについては付けると。それで付けて、ここは岡山委員が言うとおりのもったいないから、実際、解体されて新しいのが建つときには、どこかほかの公共施設に移設をしたいということですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）

岡山明委員 確認したいんですけど、そういう移設っていう部分で、今回、厚狭小学校の分も移設しています。そのときにクーラーをたしか付けまし

たね。クーラーを移設したいという住民のお考え中で、市民体育館のトレーニングルームにクーラーを設置したいといったときに、所管の部署が違うという話を聞いたことがあるんですよ。そういう意味で、次に回すときに自分の所管した場所以外は融通が利かないという状況だと、非常に750万円が状況的に厳しいという部分はあると思うんです。そういう面で将来的に移る可能性がある場所はどこなんですか。

村田商工労働課長 まだ具体的には協議していませんが、企画課と今回のこのエアコン設置について協議したときに、いろんな施設で、エアコン設置の要望等もありますので、企画課が中心になっていただいてどの施設がよいかというのを考えていただいて調整したいと思っております。

岡山明委員 検討しますというのは分かるんですけど、先ほど言ったようにクーラー一つ別の所管に持っていくことはできんという話ですが、このクーラーを移せる箇所はどこがあるか教えてください。

河口経済部長 一応部署の制限はすることも当然ないですので、企画課に要望も出ているところもあると思いますので、そこに台数も少ないんで全てという話はありません。しかし、今までも総合事務所を解体する前の役場でもエアコンというのは、ほかの公共施設に設置するというのも当然していますので、同じような形で今回もしていきたいというふうに思います。

恒松恵子委員 高松委員の質問で、2階の会議室にはエアコンを設置しないということですが、恒常的に利用しとる団体もあると聞いておりますが、仮に3階の講堂を利用する際に利用料減免して同額にするような働き掛けは市がしてくださるんですか。それとも会議所をお願いするほうがよろしいんでしょうか。

河口経済部長 大会議室ですけども、一応3階は市の管轄でございまして、そ

の使用料は市に入ってくる。2階は商工会議所が借りておられますので、商工会議所に入ることになります。ですので、一応、商工会議所にはお金は入りませんが、使用料もありますので、ほかに申し上げるところがあるんですけども、そこで減免とかというところは今のところ考えていないところでございます。

高松秀樹委員 恒松委員が言うのは、2階で定例的に会議を持つ団体がありますと、そこはエアコンが付いていないんですよね。例えば夏にやったときに、なかなかそこを使えないんで、例えば3階のこの講堂を代わりに使ったときに、安くないのかっていう話なんですけど。

村田商工労働課長 大変申し訳ありませんが、条例にも料金は規定してありますので、今のところ変更する予定はございません。

岡山明委員 商工センターの指定管理者は期間はいつまでですか。

村田商工労働課長 平成31年4月1日から令和4年3月31日までです。

岡山明委員 令和4年3月31日ですね。再来年の3月ということで、ちょうどL A B Vと入れ替わるという形ということですか。

河口経済部長 基本的に解体までは、継続して指定管理を行っていく形になると思います。その段階年度の切れ目で指定管理が終わるのかということもありますので、例えば令和4年3月31日に終わって、まだ解体しない、もう1年は活用するというのであれば、もう1年の指定管理の指定を行うことになろうと思います。

中村博行分科会長 それでは経済部関係の審査をこれで終わります。建設が待っているのですそのまま行きましょう。

(執行部入退室)

中村博行委員長 審査を続けます。それでは建設部の説明をお願いいたします。

井上建設部次長兼下水道課長 午前中の議案第127号のところで、小野田西地区の最大汚水量と、今回、整備するマンホールポンプのポンプの能力についての御質問がありましたので、答えを先に申し上げます。小野田西地区につきましては1日最大の汚水量が455立方メートルになります。小野田西地区以外が1万457立方メートル、合わせて1万912立方メートルが1日当たりの最大の計画汚水量になります。ちなみに現在の小野田水処理センターの処理能力が1日当たり1万4,280立方メートルでございますので、小野田西地区を取り込んでも、かなり余裕があるということで御理解いただきたいと思っております。それと今回切替えに当たって整備するポンプにつきましては、口径80ミリの5.5キロワットのポンプを2台設置いたします。揚程が21メートルございますので、それと汚水量を加味して能力を決めております。

藤岡修美副分科会長 2台っていうのは1台が故障用と考えていいですか。

井上建設部次長兼下水道課長 原則交互運転でやるようにしておりますので、2台付けるようにしております。

泉本土木課長 それでは、議案第104号一般会計補正予算第15回の土木課分について説明いたします。41ページをお開きください。8款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路橋梁維持費、11節需用費、修繕料について説明いたします。この修繕料については、主に市道の維持管理に関する修繕を行うもので、舗装道路構造物及び道路附属物の修繕を行っております。本年度も市道のパトロール等を実施して、適宜舗装補修等を行っておりますが、この舗装補修について不足が生じたので、500万円の増額補正を行うものです。次に、8款土木費、4項港湾費、1

目港湾管理費、19節負担金、補助及び交付金、小野田港本港地区埠頭用地造成事業負担金について説明いたします。まず、この負担金の目的について説明いたします。これは、山口県と当市において、昭和40年に重要港湾小野田港ふ頭用地に関する整備に関して、締結された協定書に基づき、小野田港の整備費用の2分の1を市が負担するものです。また、協定では、港湾で得る収益から経費を引いた2分の1が当市に交付されることになっており、事前にお手元に配付させていただきました議案第104号参考資料ということで、過去5年間の重要港湾小野田港港湾管理協定に基づく一覧表、これで差引額を提示しております。この交付金が入ってくるようになっております。それでは、今回の補正の内容について説明いたします。港湾事業におきましては、平成18年度より平準化債が創設されております。山口県におきましては、平成20年度より平準化債での返済をされておるところです。当市では先ほど説明した協定に基づき、この返済額に対して負担金を支出しておるところですが、返済に関しては最長30年以内となっており、途中で借換えが発生することとなっております。本年度は平成21年度債の借換え時期でございましたが、昨年予算編成時期に山口県から示されていなかったために予算措置をしておりませんでした。これが本年度に入り、21年債の借換えが行われ、負担額が決定したとの通知を受けたため、この不足分について判明いたしましたので、予算額1,526万1,000円に対して年度支払合計額が1,710万6,000円となり、予算不足が184万5,000円生じました。これに伴いまして先ほどの184万5,000円について増額補正するものです。なお、このことについては予算編成時期における県との調整が不足していたものと反省しております。今後はこのようなことがないように、十分に県との調整を行うことといたします。説明は以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

高橋都市計画課長　続きまして都市計画課所管分について説明させていただきます。同じく補正予算書の40ページ、41ページを御覧ください。8

款土木費、5項都市計画費、2目緑地公園費は462万4,000円を増額補正するものです。13節委託料、調査設計委託料462万4,000円の増額は、本山岬公園のくぐり岩整備事業について、トイレの改修、駐車場の整備、また市道拡幅に関する測量業務、地質調査業務、設計業務を行うものです。8款土木費、5項都市計画費、4目都市再生整備事業費は1,876万3,000円を増額補正するものです。8節報償費、報償金1万2,000円の減額は、5か年計画でスタートしました。都市再生整備計画が今年度で最終年度となるため、事業完了後、評価委員会にて事業評価を行う予定でありましたが、事業費の一部を令和3年度に繰り越すことから、評価委員会の開催も令和3年度に行うようになるためです。13節委託料、調査委託料50万円の増額は、現在補償交渉中であり関係者に対して提示する補償費の再算定を行う必要があるためです。15節工事請負費1,402万2,000円の増額は、市道橋の施工に当たり、河川管理者との協議により、仮設工事等が必要になったためです。17節公有財産購入費、用地購入費、1万円の増額は、先ほど説明しました関係者と同じ方に対する用地費について市有財産評価審議会によります土地評価算定結果の評価額が上がったためです。22節補償補填及び賠償金424万3,000円の増額は、補償費の再算定結果に伴うもの、また市道の工事で支障となります中国電力及びN T Tの電気通信設備の移転補償が必要となるためです。続いて歳入について補正予算書の20ページ、21ページを御覧ください。22款市債、1項市債、5目土木債、5節都市計画債1,810万円を増額補正するものです。公園整備事業債410万円の増額は、歳出で御説明いたしました、緑地公園費の増額に伴うものです。都市再生整備事業債1,400万円の増額は、歳出で説明いたしました小野田駅前地区都市再生整備計画事業の増額に伴うものです。説明は以上です。

中村博行分科会長 それでは説明が終わりましたので、まず土木課分について質疑を求めます。

藤岡修美副分科会長 道路橋りょう維持費で、今回の500万円の増額っていうのは、舗装の修繕料が例年と比べて多かったということですね。

泉本土木課長 舗装の修繕料につきましては、例年約2,000万円程度で推移しております。本年度はその2,000万円に対してほかの修繕が多くてそこまで至っていないところでありますので、その分だけ、舗装の補修を増額補正していただこうと思っておるところです。

中村博行分科会長 小野田港の港湾の部分ですけども、県とのお話が調整が十分できてなかったということですけども、どの辺に原因があったんですか。

泉本土木課長 償還については長期にわたりますので、償還表というのを整備しておるんですが、借換えは10年に1度利率の見直しということで県が行っておられます。ただ、10年の借換え部分について、うちが県に対してどうですかっていう一言再確認をしておけばよかったんですが、そこがなかったために予算書から抜けてしまったと。償還が確定していなかったために表から金額が抜けておったというところなんです。先ほど申しましたとおり、今後は気を付けます。

藤岡修美副分科会長 緑地公園の委託料、公園の設計ということですけど、これは、本山岬公園にあるトイレの場所に改めて造り直すっていうことで考えていいですか。

高橋都市計画課長 決して今あるトイレの場所で固定しているわけではなくて今10台止められる駐車場がありますが、あのエリアを中心に駐車場をどう拡幅していくのか、それからそこに行き、渡るまでの狭い市道が120メートル程度ありますが、その拡幅もできないだろうかということで、一体的な整備範囲の中で検討していこうと思っております。

中村博行分科会長 せっかくあれだけPRが効いてきたんだけども、アクセス等々聞くとやっぱりちょっと問題があるよね。よろしいですかね。（「なし」と呼ぶ者あり）ないので、それではこれで建設部における審査も終わります。以上で産業建設分科会の審査を全て終了いたしましたので、これにて分科会を閉じます。お疲れ様です。

午後 2 時 5 0 分 散会

令和 2 年 1 2 月 1 日

一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会長 中 村 博 行